

平成17年2月28日

企業会計基準委員会 御中

(株)ジャスダック証券取引所
上場審査部

企業会計基準公開草案第3号

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」について

前略

平素大変お世話になっております。

さて、先般、企業会計基準委員会よりパブリックコメントを求められております表題の件につきまして、当方の意見を別添のとおり取りまとめました。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、よろしく御査収のうえ、御高覧願えればと存じます。よろしくお願いいたします。

草々

(別添)

【当該会計基準公開草案にかかる当方からの意見】

- ・ 当該会計基準公開草案の内容につきましては、以下に述べます【当方からの要望事項】を除き、当方として賛意を表します。
- ・ 但し、当該会計基準公開草案の審議に際し特に議論の多かった論点の1つとして挙げられております「未公開会社の取扱い」のうち、『ストック・オプションの付与日時点では未公開であった会社が、その後証券取引所上場等により公開会社となった場合における当該ストック・オプションの費用計上方法』に関しては、以下に述べます【当方からの要望事項】をふまえたお取扱いをいただけましたら幸いに存じます。

【当方からの要望事項】

<結論>

ストック・オプションの付与日時点では未公開であった会社が、その後証券取引所上場等により公開会社となった場合における当該ストック・オプションの費用計上方法に関しては、『付与時においては単位当たりの本源的価値で算定し、その後証券取引所上場等により公開会社となった場合には、公開会社となって最初に到来する決算期末時点において、当該会計基準草案で定める「公開会社の取扱い」に準じた価値判定を改めて行い、当該費用の計上と共に公開会社に準じた内容にかかる開示を行うこととする。但し、その後到来する決算期においては価値算定にかかる同様の見直しを公開会社と同じく行わない』取扱い(実務上の適用指針)とする。

<結論に至った理由及び背景>

確かにストック・オプション単一の存在についてのみ着目した場合、その価値については、公開会社のように価値算定に必要とされる要素である株価等が付与日時点では存在しないことからその価値を単位当たりの本源的価値に求めることに異論はありません。

しかしながら、未公開会社が公開会社となった時点で、先程「存在しない」と申し上げた株価等当該会計基準公開草案第2項(12)に定める「公正な評価額(公正な評価単価)」を算定し得る環境が公開会社と同じく状況設定されたと考えられます。これにより未公開時点で付与されたストック・オプションの価値を本源的価値に基づく算定結果のみに求める絶対性は薄れたと考えられる一方で、公開会社となったがゆえに会社における費用(コスト要因)の観点から当該ストック・オプションの費用認識にかかる情報(数値情報)は公開後における財務情報としての重大性をより増すものと考えられます。

また、ストック・オプションの行使期間は公開後の短い期間に設定されているものよりもより長期の期間を設定している事例が多いことに加え、そのスキームは行使価額等に関し将来の株価変動の影響をふまえて設定され権利行使における情報として供されている事例が散見されることをふまえますと、公開後においてもまだ未公開会社であった時と同じ

く単位当たりの本源的価値（通常はゼロと算定されることが多いと思われます）に基づく算定結果を公開後の長期間にわたり提示し続けて理解を得ていくというのは、公開会社となってから（権利行使終了日まで）の期間が長くなればなるほどその理解に際し困難な事態を生じるのではないかと懸念されます。

さらに、例えば、未公開時と同じ付与対象者に対するストック・オプションを未公開の時と同条件で公開後に発行・付与した場合、公開後の開示情報にて、発行時期だけが異なるにもかかわらず、片や未公開時に発行・付与されたためその価値は単位当たりの本源的価値に関する注記開示、片や公開後に発行・付与されたためその価値は公正な評価単価による費用計上に基づく開示となる情報が並存する状況が想定されます。

この状況は、当該ストック・オプションにかかる開示全体の内容情報として、投資家を始めとする情報受信者の立場及び証券投資における比較可能性にかかる情報開示の観点から見ても、はたして適切な情報開示を行っていただいていると言えるのか否か、いくつかパターン分けされたシミュレーションが当該会計基準公開草案では提示されていないだけに疑問が生じる余地があるものと思われます。

したがって、これまで述べましたことをふまえ、パターン分けされたシミュレーションの提示が前提とはなりますが、上記（結論）にかかる御検討を今一度お願いできればと存じます。

【その他御教示いただきたい事項】

先般の最高裁判所における判決（判例：平成17年01月25日 第三小法廷判決 平成16年（行ヒ）第141号 所得税更正処分等取消請求事件。要旨：米国法人の子会社である日本法人の代表取締役が親会社から付与されたストック・オプションを行使して得た利益が所得税法28条1項所定の給与と所得に当たるとされた事例。）に基づく当該会計基準公開草案への影響について、当方では「当該判例から、ストック・オプション取引に関し、費用認識を求める会計基準の主旨をより強く印象づけることとなり、場合によっては当該判例及び欧州連合が導入した国際会計基準等からの影響を鑑みると再び当該会計基準公開草案の見直しもあり得るのではないかと」思料いたしましたがいかがでしょうか。

当該会計基準公開草案第52項なお書きのうち、「重要性」が指すものとして現時点において想定されている内容はどのような内容でしょうか。内容次第によっては、ともすれば、各企業における費用計上に恣意性の働き得る余地が生じるのではないかと思料いたしますがいかがでしょうか。

それぞれ御教示いただければありがたいです。

以上